

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 大村 隆史

論 文 題 目 社会事業的社会教育の理論と構造に関する研究

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授 河野明日香

委 員 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 辻浩

委 員 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 石井拓児

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

本研究は、現代の社会教育理論の系譜の一つとされる「社会政策的あるいは社会事業的社会教育論」（以下「社会事業的社会教育」とする）という理論枠組みの実態と展開について地域史的に研究していくことを目的としたものである。特に、社会教育史の議論において方面委員という主体とその実践を取り上げるなかで、当時の「周知的」な教育問題を検討し、地域社会の主体的な努力と工夫に基づく社会教育実践の展開を明らかにしようとするものである。具体的には、大正期に石川県で創設された方面委員制度と善隣館の実践に注目し、その理論的・思想的背景や、地域社会における位置づけと実態の構造的把握を目指した。

第一章では、本研究の主な分析枠組みとなる「社会事業的社会教育論」の理論的性質の確認と、その思想的特徴となる社会連帯思想に関する先行研究の整理を通じて、その理論的課題の析出が試みられた。日本における社会事業は、社会連帯思想を基礎として発想されていることから、当時の社会事業行政の官僚らの論稿を分析し、日本における社会連帯思想の受容を整理した。また、社会連帯思想と教育との関わりを検討するなかで、社会事業はたんなる劣等処遇として取り組むものではなく、対象者の要求を明確化し自覚を促すような教育的な働きかけをもはらむものであり、この点が現代社会教育にも引き継がれる視点として指摘された。ここでは、戦時下の社会連帯思想が思想統制の一翼を担うスローガンとなり、思想問題対策としての社会教育の意義が強められたことについても明示した。社会事業的社会教育論は、社会連帯思想を経由することによって、教育の自由をめぐる問題、個人と国家、または地方と中央との関係をも問う分析枠組みとしての性質が改めて強調されている。

第二章では、石川県で善隣館を創設した安藤謙治の記述や石川県内の社会事業関係者の記述などを通じて、安藤謙治の社会事業思想の特質を整理し、社会事業的社会教育論の理論的課題であった国家による支配階級の上からの対応策に終始しない実践がいかに可能だったかという点が検討されている。本論では安藤の社会事業思想の特質を整理するうえで、時代区分を三期に分けて分析しており、その思想的変遷を整理した。ここでは、段階的に思想形成がなされる様子や、戦時体制下の影響を受けた論調と、国民生活に真剣に向き合おうとする安藤の姿勢が同居する様子が捉えられており、微妙な局面に置かれる安藤の思想が示されている。それには中央政府の意向とは必ずしも軌を一にしない、苦悩する地方の実践者の社会事業思想があらわれていたといえ、従来の「社会事業的社会教育」の二分法的な発想という理論的な性質についても、安藤の社会事業思想は解釈の仕方に深みをもたらすものであったとしている。

第三章では、石川県金沢市野町に位置する「第一善隣館」の財政や利用者数の推移に着目し、その実践の内実と変化の度合いを数値的に捉え、善隣館事業が法制度の施行と地域の文脈の中でどのように変化したのかを検討している。さらに、善隣館活動の特質が現代の公民館や社会教育の理論と実践とどのようにつながりうるのかについて若干の考察がなされている。社会事業的社会教育としての第一善隣館の実践は、石川県立図書館との連携を図る中で青少年の学びの場を創出していたことや、貧困層を対象とした教育事業に取り組んでいたこと、青年団との関係は施設運営のあり様にも大きく関わるほどに密なものだったことなど、現代の社会教育と共通する構造をもつことが解明された。また、財政面からみた事業規模の増減などから、善隣館実践の構造的な変化の様相が捉えられた。

第四章では、社会事業的社会教育の実践者である方面委員の実践構造を明らかにするために、石川県金沢市の方面委員が創設した善隣館における教育活動と、方面委員の学習機会について検討がなされた。金沢市の方面委員は法令上の職務の範囲を超えて、福祉・教育・地域づくりに関わる豊かな実践に取り組み、地域住民を対象とした教育事業や、地域づくりに関わる地域支援事業といった複数領域にまたがった実践の領域があることが明らかになった。また、社会事業的社会

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

教育の実践構造の一側面として、社会事業主事(補)・嘱託と方面常務委員の指導的役割が示され、他方では社会事業主事(補)・嘱託と方面委員とが双方向で学び合う関係性を築き、体系的・専門的な知識から実践的な知識までを取り込む構造があったことが明示されている。ここから方面委員と社会事業主事との間にある相互教育の構図が示された。方面委員は「上から」の規定や制度を「下から」自発的に捉え返すような実践構造を持っていたことが明らかになった。

第五章では、石川県小松市の方面委員と青年団の活動や、両者が実践のなかで関与した大和善隣館を事例に、地域における社会事業的社會教育の伝播と展開の様相が考察された。戦時下での物資の統制を乗り越えながら、方面委員らの貢献によって竣工を果たし、その直後に地域の疎開児童の受け入れという児童福祉に関わる教育問題が噴出したことは、当初の大和善隣館が直面した大きな地域の問題といえる点が指摘されている。終戦後は公民館設立運動とかかわって善隣館の一部が社会教育施設として利活用され、児童文庫の充実や青少年クラブの組織化など、教育的救済だけにとどまらない地域の問題解決を担う大和善隣館の姿が明らかにされた。金沢市の第一善隣館と小松市の大和善隣館の共通点がいくつか見られた一方で、小松市の青年団と善隣館との関係は必ずしも金沢市と同様のもものではなかったことから、地域社会の諸条件や人間関係のなかで実践のあり方が規定され、適った形で伝播していくことが解明された。

終章では、本論の総括を行い、それを踏まえ、地方の民間人であった方面委員である安藤謙治の思想と実践から安藤の社会事業思想の特性を見出した。具体的には、中央政府の意向とは必ずしも軌を一にしない、苦悩する地方の実践者の社会事業思想が浮き彫りにされている。さらに、石川県金沢市および小松市の善隣館に注目し、その史実の描写を通じて社会事業的社會教育の地域的展開の一つの実態として、方面委員は国家と民衆の間を媒介する存在として、「上から」の統制的・支配的な側面を「下から」捉え返すような実践構造をもっていたことが示された。また、小松市の大和善隣館の創設と展開の過程を、方面委員や青年団との関わりのなかで描くことで、施設のあゆみと位置づけを地域史的に明示している。

本論文の独自性と学問的貢献として特筆すべきは次の諸点である。

- ① 「社会事業的社會教育」の再検討と理論的・思想的課題を明らかにすることに重点を置いた研究課題を設定し、特に、石川県で善隣館を創設した安藤謙治に着目し、安藤の記述や石川県内の社会事業関係者の記述などを通じて、社会事業的社會教育論の理論的課題であった国家による支配階級の上からの対応策に終始しない実践を描き、安藤の社会事業思想をもとに社会事業的社會教育の解釈において新たな視点を示したこと。
- ② 現代の社会教育理論の系譜の一つとされる「社会政策的あるいは社会事業的社會教育論」という理論枠組みの実態と展開について、地域史という観点から分析するという手法に独創性があること。具体的には、石川県金沢市および小松市の善隣館に着目し、その史実の描写を通じて社会事業的社會教育の地域的展開の実態が解明されていること。
- ③ 現代日本の地域社会における福祉と教育とが交わる多様な実践現場のあり方や今後の方向性の探求において、方面委員や善隣館の実践から示唆に富む知見を示したこと。本論では、善隣館が地域団体の事務局としての位置づけを持ち、教育的救済としての実践にとどまらない事業範囲があったことが指摘されており、それは地域福祉と地域づくりへの関心が高まる現在の社会教育の場に向けて多くの参照されるべき視座を提示しているといえる。

一方、本論文に対して、審査委員からは次のような質問と指摘がなされた。

- ① 国民の教育権論に対するある種の批判的契機とはどのような意味か。批判的契機とは何か。
- ② 引用されている教育社会史の文献について、この文献のなかでは従来の教育史研究はどの位置

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

付けられていると考えるか。教育社会史の研究が小川利夫を先駆とする教育福祉学と重なるとの点が引用されているが、本論では先行研究の前出の点をどう評価しているのか。

- ③ 安藤謙治と厚生事業について、安藤は翼賛会的な厚生事業をしたかったがしなかった、したいができなかった、またはあえてしなかった、のいずれか。筆者はどう考えているか。
- ④ 国民の学習権論について、マイノリティに対しまったく無頓着であったという構図は違うのではないか。マイノリティに寄り添う理論枠組みをつくらうとしてきたのではないか。
- ⑤ 従来「社会事業的社会教育」の二分法的な発想という理論的な性質に対して、安藤謙治の社会事業思想は解釈の仕方に深みをもたらすものと指摘されているが、どの点で深みがあったといえるか。
- ⑥ 安藤謙治の思想を取り上げた意味や学術的な価値は何か。安藤の思想形成史に照らして検討する必要があるのではないか。また、大阪の方面委員など関係の人物の思想を検討すべきではないか。
- ⑦ 治安維持法の成立について、どういった社会状況のなかで治安維持法が成立したのか。その後、どう展開されていったのか。治安維持法と安藤の思想形成の関係をどう考えるか。
- ⑧ 方面委員と政治の問題に安藤が向き合わざるを得なかったときに、どういう政治教育に関わらなければならないと安藤は考えていたか。
- ⑨ 安藤謙治の社会事業思想の展開について第 1 期、第 2 期、第 3 期の 3 つに時代区分を行っているが、この妥当性、オリジナリティをどう考えるか。
- ⑩ 善隣館が教育的救済としての実践にとどまらない事業範囲があったことは、現在の社会教育現場にとって参照されるべき歴史的事実とあるが、具体的にどういった点を歴史的事実から示唆できると考えるか。
- ⑪ 本論における「社会事業的社会教育」は社会教育学、特に日本における社会教育の歴史的考察、分析においてどう位置付けられるか。また、逆にこの「社会事業的社会教育」は社会事業領域、福祉分野においてどう受け止められるといえるか。

博士学位請求者はこれらの質疑に対して具体的かつ適切に応答した。また指摘に対してもよく認識しており、応答は妥当なものであった。以上を総合して、本論文は新たな学問的視点と知見を提供するものと認められた。

よって、審査委員は全員一致して、本論文を「博士（教育学）」の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。

以上